

一般財団法人 南部町農村振興公社定款

平成25年 2月 22日 作 成

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人 南部町農村振興公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鳥取県西伯郡南部町法勝寺167番地2に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、高齢化などにより営農困難な農家の農地及び農作業を担い手農家へ斡旋することにより、農地の保全と効率的な農業経営を図るとともに地域の特産品となる農産物の生産普及を推進し、併せて森林作業を受託することにより農林地の荒廃防止に努め、もって地域農業の振興と活力ある豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

この法人は、上記目的を達成するために、次の事業を行なう。

1. 農地の借受け及びその農地の貸付けに関すること
2. 農作業の受託及び委託に関すること。
3. 地域の特産品となる農作物の生産振興に関すること
4. 森林作業の受託に関すること
5. 地産地消に係る食材供給事業の事務委託に関すること
6. その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(基本財産)

第4条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な以下の財産は、この法人の基本財産とする。

資産は、次の2種とし、それぞれに定める財産をもって構成する。

(1) 基本財産 次の財産

- イ 設立当初の財産目録の基本財産の部に記載された財産
- ロ 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- ハ 理事会が運用財産から基本財産への繰入れを決定した財産

(2) 運用財産 基本財産以外の財産

- ② 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- ② 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表

理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 1 事業報告
 - 2 事業報告の附属明細書
 - 3 貸借対照表
 - 4 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- ② 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第3章 評議員

（評議員）

第8条 この法人に評議員3名以上8名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第9条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

（任 期）

第10条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- ③ 評議員は、第8条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第11条 評議員に対して、各年度の総額が20,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

- ② 評議員には、その職務を行うために要する交通費等の費用を支払うことができる。

第4章 評議員会

(構成)

第12条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 1 評議員の選任及び解任
- 2 理事及び監事の選任及び解任
- 3 理事及び監事の報酬等の額
- 4 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 5 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- 6 定款の変更
- 7 残余財産の処分
- 8 基本財産の処分又は除外の承認
- 9 事業の譲渡
- 10 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎年事業度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- ② 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第16条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 1 監事の解任
- 2 評議員に対する報酬等の支給の基準
- 3 定款の変更
- 4 基本財産の処分又は除外の承認
- 5 その他法令で定められた事項

- ③ 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した評議員の中から選任した議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第18条 この法人に、次の役員を置く。

- 1 理事 8名以上
 - 2 監事 2名以内
- ② 理事のうち1名を代表理事とする。
 - ③ 代表理事以外の理事のうち、2名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- ② 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- ② 代表理事は、理事長とし、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- ③ 業務執行理事は、副理事長及び常務理事とし、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- ② 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- ② 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- ③ 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- ④ 理事又は監事は、第18条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 1 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 2 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第24条 評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

- ② 理事及び監事には、その職務を行うために要する交通費等の費用を支払うことができる。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第25条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第198条において準用する第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- 1 この法人の業務執行の決定
- 2 理事の職務の執行の監督
- 3 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 4 制限的な取引の承認権
- 5 この法人の義務の負担及び権利
- 6 長期資金の借入及び重要な財産の処分又は譲受
- 7 事業計画及び収支予算の承認権

(開催)

第28条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- ② 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- ③ 臨時理事会は、次の各号に掲げる場合に開催する。
 - 1 理事長が必要と認めたとき。
 - 2 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- ② 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- ② 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第32条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- ② 前項の規定は、この定款の第3条及び第9条についても適用する。

(解 散)

第33条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(余剰金及び残余財産の処分等)

第34条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- ② この法人は、余剰金の分配を行うことができないものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第9章 附 則

(設立者の氏名、住所及び拠出する財産)

第36条 この法人の設立者の氏名、住所及び設立に際して拠出する財産は、次のとおりである。

鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1

南部町

拠出する財産 金1000万円

(設立時評議員)

第37条 この法人の設立時の評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 坂本 昭文
植田 秋博
板井 隆
景山 峻吾

(設立時理事及び監事)

第38条 この法人の設立時の理事及び設立時の監事は、次のとおりとする。

設立時理事 恩田 一秀
生田 公良
陶山 清孝
唯 仁司
白川 立真
赤井 重範
小林 邦子

設立時監事 頼田 洋子
景山 毅
細田 元教

(設立時の代表理事)

第39条 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって定めるものとする。

(最初の事業年度)

第40条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成25年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附 則 (平成25年6月25日変更)

この定款の変更は、評議員会で承認された日から施行する。

附 則 (平成26年9月8日変更)

この定款の変更は、評議員会で承認された日から施行し、平成25年2月22日から適用する。